

消防大学校における教育訓練等に関する検討会 開催要綱

1 目的

首都直下地震、南海トラフ地震等の巨大災害の発生が引き続き懸念され、本格的な人口減少社会を迎える中、頻発化、激甚化する自然災害に対応するための緊急消防援助隊の充実強化、女性消防吏員の更なる活躍推進、現場経験の少ない若年層の効果的な育成など、消防を取り巻く環境の変化等を踏まえ、新たな時代を担う幹部を育成するため、これからの消防大学校における教育訓練等のあり方について検討を行うことを目的とする。

2 名称

本検討会の名称は、「消防大学校における教育訓練等に関する検討会」（以下「検討会」という。）とする。

3 検討項目

検討会は、次の事項について調査、検討を行うものとする。

- (1) 時代に即した学科・コースの展開に関すること
- (2) 教育訓練の高度化のための設備等の整備に関すること
- (3) 教育の質を成果指標とする取組に関すること
- (4) 宿泊研修施設として必要とされる機能等の強化に関すること
- (5) 都道府県、消防学校との連携に関すること
- (6) その他

4 構成及び運営

- (1) 検討会は、消防学校の職員、消防機関の職員、消防行政の関係者等のうちから、消防大学校長が委嘱する委員によって構成する。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は委員の互選によりこれを選出する。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長に事故のあるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に検討会への出席を求め、意見を聴取することができる。
- (6) 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

5 任期

委員の任期は、就任を承諾した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別に定めることができる。

7 雑則

- (1) 検討会の庶務は、消防大学校教務部が処理する。
- (2) この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- (3) 会議は、原則として非公開とする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

附 則

この要綱は、令和7年10月16日から施行する。

消防大学校における教育訓練等に関する検討会 委員名簿

(敬称略・座長を除き五十音順)

座長	吉田 悦教	千葉経済大学経済学部特任教授
委員	上田 伸次郎	一般財団法人東京消防協会理事長
委員	大塚 大輔	消防庁総務課長
委員	岡本 優司	山梨県消防学校長
委員	金子 裕一郎	東京消防庁消防学校長
委員	下重 美佐男	公益財団法人日本消防協会業務部長
委員	瀬川 浩樹	盛岡地区広域消防組合消防本部消防長
委員	田中 雄章	消防庁消防・救急課長
委員	千葉 周平	消防研究センター研究企画部長
委員	西本 和人	和歌山市消防局長
委員	道園 由紀	福岡県消防学校長
委員	宮川 江美	千葉県防災危機管理部消防課長